

LRM 情報セキュリティサービス販売規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、LRM 株式会社（以下「当社」という。）が、別表1に定めるサービス提供事業者及び上位の再販売業者（以下「プロバイダ」という。）が提供するサービスの再販売事業者として、契約者（第2条に定義する。）に販売する際の条件について定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス：プロバイダが提供するサービスのうち、当社が定める方法により申込者または契約者が利用するサービス
- (2) 利用契約：別表1に示す本サービスの提供に関するサービス利用規約・利用約款（以下「利用約款」という。）に基づき、プロバイダと契約者の間に成立する契約
- (3) 申込者：プロバイダに対し、本サービスの提供を申し込む法人、機関等
- (4) 契約者：当社と次号に定める本契約を締結し、本サービスの提供を受ける法人、機関等
- (5) 本契約：本規約に基づき、当社と契約者の間に成立する契約
- (6) 個人情報：個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第2条第1項に規定する個人情報

第3条（本規約の適用）

- 1 当社は、申込者とプロバイダとの間での利用契約の締結を媒介するものであり、利用契約はプロバイダと申込者の間で成立します。利用契約の成立後、契約者は利用契約、本契約及び当社が定める条件にて本サービスを利用するものとします。
- 2 契約者は、プロバイダとの間の利用契約の内容に従い、本サービスを利用するものとします。契約者は、利用約款の内容がプロバイダによって変更され、変更後の利用約款の適用を受ける場合があることを理解し、承諾します。
- 3 本規約において、利用約款と異なる内容を定めたときは、本規約の内容が優先するものとします。

第4条（利用契約の申込み）

- 1 申込者は、本規約及び利用約款の内容を承諾の上、当社が定める方法により、本サービス利用のため、当社と申込者の間の本契約及びプロバイダと申込者の間の利用契約の申込みを行うものとします。本契約及び利用契約は、当社が所定の手続によって申込みを承諾した時にいずれも成立します（商法509条の規定は適用されません。）。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しない、あるいは承

諾を留保することがあります。

- (1) 申込者が実在しない場合
- (2) 当社所定の利用申込書に虚偽の記載または記入漏れがある場合
- (3) 申込者が過去に本サービスの支払いを合理的な理由なく遅延し、または不正に免れようとしたことがある場合
- (4) 本サービスの利用目的が、評価、解析その他本来の目的と異なるものであると疑われる場合
- (5) 申込者またはその代表者、役員において、反社会的勢力（暴力団、暴力団員等をいう。）に該当するときまたはそのおそれがあるとき
- (6) その他当社が不相当と判断する相当な理由がある場合

3 前項に従い、当社が利用契約の申込みを承諾せず、あるいは承諾を留保する場合は、その旨を申込者（契約者）に通知します。なお、当社は、承諾をしなかったことあるいは承諾を留保したことによる責任は負いません。

第5条（利用契約の期間）

- 1 利用契約の契約期間は、それぞれ別表1に定めるとおりです。
- 2 利用契約の契約満了日の一定期間前までに、契約者から当社に対して、当社の指定する方法で解約の申込みがなかった場合には、利用契約の契約満了日の翌日を契約更新日として、同一の内容・条件にて利用契約が定めた期間で更新されるものとし、以降も同様とします。利用契約の更新をしない解約の申込期日、利用契約の更新期間は、別表1に定めたとおりとします。
- 3 第1項及び前項の契約期間及び契約更新の条件は、当社と契約者の間の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）をもって合意した場合に限り、その内容を変更することができます。

第6条（個人情報等の管理）

- 1 契約者は、プロバイダがそれぞれ定めるプライバシーポリシーに従って、契約者が提供する個人情報を取り扱うことに同意し、個人情報の取扱いに同意が必要な関係者がいる場合は当該関係者から必要な同意をとるものとします。
- 2 契約者は、当社が、裁判所、その他の法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスの利用に関し、契約者の情報の開示ないし提出を求められた場合は、かかる命令等に従って情報の開示ないし提出することがあることを承諾し、かかる開示ないし提出に対して異議を述べないものとします。
- 3 契約者は、本サービスの提供を受ける上で必要となる契約者の情報を当社がプロバイダに開示することに同意するものとします。

第7条（利用料金等）

1 本サービスの利用料金は、別途当社が定めるとおりです。月の途中で利用契約が終了した場合であっても、利用料金の日割り計算は行わないものとします。

2 本サービスの利用料金は、利用契約の締結（更新する場合には更新）と同時に発生し、契約者は、本サービスの利用料金を、別表 1 に定める期間内に当社指定の方法により当社に対して支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 8 条（遅延損害金等）

1 契約者が、本サービスの利用料金を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 3%の利率で計算した金額（小数点以下切り捨て）を遅延損害金として、支払うものとします。

2 契約者は、契約者が所定の支払期限に支払いを行わない場合、当社またはプロバイダが当該支払いが行われるまでの間、契約者による本サービスのアクセスを停止することがあることを承諾し、かかる措置に対して異議を述べないものとします。

第 9 条（損害賠償）

1 当社及び契約者は、本契約に関し、相手方に損害（直接かつ現実に被った通常の損害に限る。）を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、自己の責めに帰すべき事由によるものであるときはこの限りではありません。

2 前項にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合を除いて、当社が契約者に対して負う損害賠償の総額は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、契約者が当該損害の請求の日から 1 年以内に当社に支払った額を上限とします。

第 10 条（本サービスの品質保証または保証の限定）

当社は、契約者に対し、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、データが滅失・損壊しないこと及び利用結果を含め、本サービスの品質に関する何らの保証も行いません。ただし、当社及び契約者が、本サービスの品質保証または保証の限定に関し、書面により合意した場合はこの限りではなく、当該合意の定めに従います。

第 11 条（利用契約の解除）

1 契約者は、利用契約の期間中の解除を希望する場合には、解除しようとする日の一定期間前までに、当社の指定する方法によって通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。当該解除予告期間は別表 1 「利用契約の更新をしない解約の申込期日」に定める期間と同様とします。

2 当社またはプロバイダは、契約者が所定の支払期限に利用料金の支払いを行わない場合、催告を行い、相当期間内に支払いが行われなかったときは、利用契約を解除できるものとします。

3 前項のほか、当社またはプロバイダは、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。

(1) 当社およびプロバイダに対し、本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれのある行為を行なった場合

(2) 重要な財産に対する差押・仮差押・仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続の開始の申立てが行われた場合

(3) 解散もしくは事業の全部または重要部分を譲渡し、またはその決議がなされた場合

(4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合

(5) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合

(6) 第4条第2項各号に掲げる事由の一つがある場合

(7) 契約者が違法な事業または行為に従事していると考えられる場合

(8) 契約者が利用契約に違反した場合、または契約者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生した場合

4 前項までの規定により利用契約が契約期間の途中で解除された場合は、当社及びプロバイダは受領済みの利用料金を返金する義務を負わないものとし、また契約者は未払いの利用料金を当社に対して支払う義務を負うものとします。

第12条（本契約の解除・終了）

1 当社は、契約者が所定の支払期限に利用料金の支払いを行わない場合または第3項各号のいずれかに該当する場合、前条第2項または第3項に準じ、本契約を解除できるものとします。なお、この場合において、本契約が解除された後に、契約者がプロバイダから本サービスの提供を受けられなくなったときであっても、当社は、契約者に対し一切責任を負いません。

2 本契約成立後に、契約者に有効な利用契約が存続しなくなった場合、本契約は当然に終了するものとします。

第13条（秘密保持）

1 当社及び契約者は、事前の相手方の書面による同意なくして、相手方から開示された図面、帳簿、書面等であって、秘密である旨が表示されたもの（以下「秘密」という。）を第三者（弁護士、公認会計士等の法令に基づき守秘義務を負う者を除く。）に開示・漏洩し、若しくは利用契約に基づく義務の履行または本サービスの利用目的以外に使用してはならない

ものとし、ただし、秘密には以下の各号に掲げるものは含まれません。

- (1) 相手方より開示を受けた際、すでに自ら保有していたもの
- (2) 相手方より開示を受けた際、すでに公知または公用であったもの
- (3) 相手方より開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず入手したもの

2 法令の定めに基づき官公署から開示請求を受けた一方当事者は、直ちに相手方にその事実を通知すると同時に、開示範囲を最小限にとどめる義務を負います。

第14条（反社会的勢力の排除）

1 当社及び契約者は、相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

(1) 自らが過去及び現在において、暴力団、暴力団員、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、準暴力団等またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと

ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係

(3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものではないこと

(5) 自らまたは第三者を利用して次の行為をさせないこと

ア 暴力的な要求行為

イ 法的責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または相手方の信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 当社及び契約者は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、本契約及び利用契約を解除することができます。

(1) 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2) 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項(5)の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された当事者は解除した当事者に対して、解除した当事者の被った損害を賠償します。

4 第 2 項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に一切の請求を行いません。

第 15 条（本規約の変更）

1 当社は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更することができ、その場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によるものとします。

2 前項の変更を行う場合、契約者に不利益となる変更については、当社は事前に利用者に対し、変更後の本規約の内容を、電子メールをはじめとする当社による任意の手段でもって通知します。ただし、利用者の責によると判断される事由によって、当該の通知が利用者に到達しなかった場合であっても、本規約の変更は有効とします。

第 16 条（協議）

本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第 17 条（準拠法及び裁判管轄）

利用契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024 年 7 月 1 日制定・施行

(別表1) 当社が販売する情報セキュリティサービス一覧

■Box

サービス名称	Box
サービス提供事業者	Box, Inc.
サービス利用規約・利用約款	Box サービス利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日の前月末日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	あり（伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、Box Japan 株式会社）

■SPC Mail エステイター

サービス名称	SPC Mail エステイター
サービス提供事業者	株式会社ソースポッド
サービス利用規約・利用約款	ソースポッドクラウド利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	90 日前
利用契約の更新期間	1 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Eye“247” Work Smart

サービス名称	Eye“247” Work Smart
サービス提供事業者	株式会社フーバーブレイン
サービス利用規約・利用約款	株式会社フーバーブレイン 製品サービス 共通利用規約、Eye“247” Work Smart サービス ご利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	1 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■ZENMU Virtual Drive

サービス名称	ZENMU Virtual Drive
サービス提供事業者	株式会社 ZenmuTech
サービス利用規約・利用約款	ZENMU Virtual Drive Enterprise Edition 利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	20 営業日前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■ZENMU Virtual Desktop

サービス名称	ZENMU Virtual Desktop
サービス提供事業者	株式会社 ZenmuTech
サービス利用規約・利用約款	ZENMU Virtual Desktop 利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	20 営業日前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Gluegent Gate

サービス名称	Gluegent Gate
サービス提供事業者	サイオステクノロジー株式会社
サービス利用規約・利用約款	「Gluegent」シリーズ サービス利用約款
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	45 日前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■攻撃遮断くん

サービス名称	攻撃遮断くん
サービス提供事業者	株式会社サイバーセキュリティクラウド
サービス利用規約・利用約款	「攻撃遮断くん」契約約款
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■WafCharm

サービス名称	WafCharm
サービス提供事業者	株式会社サイバーセキュリティクラウド
サービス利用規約・利用約款	「WafCharm」契約約款
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用月の翌月末日まで
利用料金の支払期日（契約更新時）	利用月の翌月末日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	1 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Securify Scan

サービス名称	Securify Scan
サービス提供事業者	株式会社スリーシェイク
サービス利用規約・利用約款	Securify 利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Safie (Safie PRO)

サービス名称	Safie (Safie PRO)
--------	-------------------

サービス提供事業者	株式会社セーフイー
サービス利用規約・利用約款	Safie サービス利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	1 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Safie（レンタル契約）

サービス名称	Safie（レンタル契約）
サービス提供事業者	株式会社セーフイー
サービス利用規約・利用約款	Safie レンタル利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	10 日前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Akerun

サービス名称	Akerun 入退室管理システム
サービス提供事業者	株式会社 Photosynth
サービス利用規約・利用約款	Akerun 入退室管理システム 利用規約-B
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	（1年一括プラン）12 か月 （月額プラン）1 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Site Patrol Cloud

サービス名称	Site Patrol Cloud
サービス提供事業者	アットシグナル株式会社

サービス利用規約・利用約款	Site Patrol Cloud サービス利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	2 か月前
利用契約の更新期間	1 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■SKYSEA Client View Cloud Edition

サービス名称	SKYSEA Client View Cloud Edition
サービス提供事業者	Sky 株式会社
サービス利用規約・利用約款	SKYSEA Client View Cloud Edition 利用規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	あり（株式会社大塚商会）

■Microsoft 365

サービス名称	Microsoft 365
サービス提供事業者	日本マイクロソフト株式会社
サービス利用規約・利用約款	マイクロソフト顧客規約、Microsoft CSP サポートサービス規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	1 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	あり（SB C&S 株式会社）

■レンタルサーバー（Xserver）

サービス名称	Xserver レンタルサーバー
サービス提供事業者	エックスサーバー株式会社

サービス利用規約・利用約款	レンタルサーバー利用規約、SSL 証明書サービス
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■ドメイン登録サービス（お名前.com）

サービス名称	お名前.com ドメイン登録サービス
サービス提供事業者	GMO インターネットグループ株式会社
サービス利用規約・利用約款	お名前.com ドメイン登録規約
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

■Active! Vault SS

サービス名称	Active! Vault SS
サービス提供事業者	株式会社クオリティア
サービス利用規約・利用約款	Active! vault SS サービス利用約款
利用料金の支払い期日（初回契約時）	利用契約を締結した月の翌月末日まで
利用料金の支払い期日（契約更新時）	契約更新前の利用期日まで
利用契約の更新をしない解約の申込期日	1 か月前
利用契約の更新期間	12 か月
上位の再販売事業者の有無（ある場合は、その事業者名）	なし

以上